

水道メーター取替え等業務（A地区）  
仕様書

## 目 次

水道メーター取替え等業務共通仕様書	1
1 履行期間	1
2 業務の目的	1
3 諸法令等の遵守	1
4 準備期間	1
5 業務を実施する日時	1
6 再委託	2
7 業務責任者の選任	2
8 業務責任者の責務	2
9 従事者の届出等	2
10 発注者が負担(貸与)するもの	3
11 受注者が負担(用意)するもの	3
12 お客様等への対応	3
13 提供データの保護	4
14 個人情報の保護	4
15 堺市指定給水装置工事事業者としての責務	5
16 安全管理及び官公庁への手続き等	5
17 履行計画	5
18 業務の指示	6
19 水道メーターの請求及び保管	6
20 お客様等へのお知らせ	6
21 作業実施の注意事項	6
22 作業手順	6
23 水道メータークロスの防止	7
24 パルス式、電子式水道メーターへの対応	8
25 お客様等不在時の作業手順	8
26 施工写真の撮影及び保存	8
27 付帯業務	8
28 他事業者との協力	9
29 建設副産物及び産業廃棄物	9
30 取替等不能	9
31 作業の完了期限	10
32 電子データ及び日報の送付	10
33 メーター取替施工伝票(発注者控)の返送	10
34 取り外した水道メーターの戻入	11
35 完了報告	11
36 資料の帰属	11
37 会議	11
38 次期契約開始補助	12
39 お客様等又は第三者に与えた損害	12
40 水道メーター弁償金	12
41 契約金額	13
42 暴力団等の排除	13
43 施工時間帯及び時間的制約を受ける作業	13
44 時間外施工単価の対象	13
45 積算上の条件	13
46 その他	13
様式第1号 従事者届	14
様式第2号 誓約書	15
様式第3号 お客様等又は第三者に与えた損害における対応及び費用弁償に関する誓約書	16
別紙 暴力団等の排除について	17
水道メーター取替え等業務(A地区)特記仕様書	18

1	業務名 .....	18
2	履行場所 .....	18
3	検定満期取替え業務の予定個数.....	18
4	仕切弁操作責任者の選任.....	18
5	大型水道メーター(Φ50以上)の取替え .....	18
6	適用範囲 .....	19
7	地区図 .....	20
別紙	積算上の条件について(水道メーター取替え等業務(A地区)).....	21
1	積算基準等について.....	21
2	単価について .....	21
3	配管工の労務単価について.....	21
4	見積りにより決定した単価について.....	22
5	独自歩掛単価について.....	22
6	水替工、通水試験工、生コンクリート夜間早朝加算について.....	23
7	交通誘導警備員、交通規制車について.....	23
8	建設発生土および建設産業廃棄物の単位体積重量（比重） .....	23
9	建設副産物の処理.....	24
10	有価処分とする処分費（スクラップ控除）の減算額.....	24

## 水道メーター取替え等業務共通仕様書

### 1 履行期間

令和8年10月1日から令和10年9月30日まで

### 2 業務の目的

適切な水道メーター(水道水以外の水を計測するための水道メーターを含む)の設置を保持し、もって使用水量を適正に計量し、正常な給水契約の維持を図るため、次の各業務を履行することを目的とする。

- 2.1 計量法施行令(平成5年政令第329号)第18条に規定する検定証印有効期間を経過する又は経過した水道メーターの取替えを行う業務(以下「検定満期取替え業務」という。)
- 2.2 長期間水道閉栓中で、今後も使用が見込まれない場所に設置されている水道メーターを撤去する業務
- 2.3 不回転、鈍感、指針等不明、指針脱落及び破損等の故障により適正な計量が不能な水道メーターを取替える業務
- 2.4 水道の使用開始に伴う水道メーターを取付ける業務
- 2.5 前各号の業務に伴う給水装置の改造及び修繕等業務(以下「付帯業務」という。)
- 2.6 業務に起因する事項で即時に現場等対応を要する業務
- 2.7 本業務に関する会議の実施及び会議録の作成
- 2.8 本業務の履行期間終了後に履行を開始する、本業務に類似する契約(以下「次期契約」という。)に伴う発注者の補助、資料等の提供、次期契約の受注者への各種の引継ぎ等を行う業務

### 3 諸法令等の遵守

受注者は、上下水道施設工事共通仕様書最新版中、「諸法令等の遵守」の内容について、「工事」を「業務」に読み替えた上で、これを遵守しなければならない。

### 4 準備期間

- 4.1 受注者は、履行開始日から業務の履行を開始できるよう、契約締結日から業務履行開始までの間(以下「準備期間」という。)に準備を完了させること。
- 4.2 受注者は、準備期間において、仕様書で発注者が負担することを定めているものを除き、次の事項を適正に行い、業務履行体制を構築すること。
  - ア 履行拠点(水道メーターを保管する倉庫を含む)の整備
  - イ 従事者の確保、安全教育、技能及び接遇に関する研修の実施
  - ウ 物品等の調達
  - エ 物品等の履行拠点への設置等
  - オ 前受注者からの次の事項の引継ぎ
    - (ア) 特別な対応が必要になる使用者、所有者、総代人、管理人、管理会社等(以下「お客様等」という。)及び現場の情報、対応方法等
    - (イ) 前契約において対応していた事案であるが、本契約の履行開始日以降も継続して対応することが必要な事案
    - (ウ) その他引継ぎが必要な事項
  - カ その他本業務を適正に履行開始するための準備全般
- 4.3 発注者は、準備期間において各種の打合せを必要に応じて実施するので、受注者はその打合せに関係従事者を必ず出席させること。ただし、打合せの回数、日時及び場所は、その都度発注者が指定する。

### 5 業務を実施する日時

- 5.1 実施する日は、発注者の休日(堺市の休日にに関する条例(平成2年条例第20号)第2条第1項各号に掲げる日をいう。)以外の日、実施する時間は、午前8時30分から午後5時30分までを基本とする。
- 5.2 業務を実施する基本の日時以外で業務を実施する必要が生じた場合に発注者に報告し、発注者が認めたときは、この限りでない。

5.3 水道メーターの実地たな卸のため、毎年3月末の3営業日程度は、水道メーターの取替え及び取付の作業を実施することはできない。

## 6 再委託

6.1 再委託は契約書の規定のほか、次のとおり内容を限定するため注意すること。

- ア 受注者の施工能力不足を補うための再委託は原則として承諾しない。受注者は、発注者の指示を確実に履行するための体制を整えること。
- イ 交通誘導警備業務のほか、堺市指定給水装置工事事業者の指定を取り消された等の場合に行う給水装置の改造等、法規を遵守するために必要な再委託のほか、やむを得ない事情により発注者と協議し、発注者の承諾を得たものについては再委託することができる。

## 7 業務責任者の選任

7.1 受注者は業務履行期間を通じて、給水装置工事主任技術者資格を有する者の中から、正副各1名の業務責任者を定めなければならない。

7.2 業務責任者を定め、又は変更したときの報告は、従事者届(様式第1号)によるものとし、業務責任者の要件を満たすことを確認できる書類を添付すること。

7.3 発注者は、業務責任者が本業務の履行に関し適当でないと認めるときは、理由を明示して受注者に対して適切な措置を求めることができる。

### 7.4 共同企業体における特記事項

受注者が共同企業体の場合における業務責任者は、次の各号のとおりとする。

- ア 受注者は、代表構成員から正副各1名の業務責任者を定めなければならない。
- イ 受注者は、すべての他の構成員から、当該構成員が所管する業務に関して業務責任者と同様の責務を所管する従事者(以下「準業務責任者」という。)を定めなければならない。
- ウ 共同企業体の場合における正副業務責任者及び準業務責任者は、給水装置工事主任技術者資格を有する者の中から定めなければならない。
- エ 準業務責任者の市への届出に係る様式は、市が別に指定する。
- オ 市への提出書面で、仕様書で様式化している従事者に関する書面については、当該様式によることなく、受注者が結成した共同企業体の要件等に応じて、市が別に指定する。

## 8 業務責任者の責務

8.1 水道メーター取替作業に起因する出水不良等の不測の事象に対応するため、正副業務責任者のうち少なくとも1名は、本書で規定する業務を実施する基本の日時以外を含め、発注者(発注者の委託業務の受注者を含む。)と常に連絡が取れるようにしなければならない。

8.2 業務責任者はこの仕様書を熟知し、発注者の指示に対して、必要な体制をとらなければならない。

8.3 業務責任者は、業務実施について必要な作業手順、知識等を従事者に習熟させ、漏水等の事故の発生を未然に防がなければならない。

8.4 業務責任者は、水道メーターの盗難及び漏水等の事故が発生したときは、直ちに発注者に報告すること。また、事故発生の際は、業務責任者の責任の範囲内において事故被害拡大防止のための必要な措置を講じること。その後速やかに事故報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

8.5 業務責任者は、本業務の履行のために発注者から受注者に提供したデータの消失、不正利用等の事故が発生したときは、直ちに発注者に報告するとともに、発注者と協議の上、必要な措置を講じなければならない。

8.6 業務責任者は、本仕様書で規定する事項を従事者に周知すること。また、業務履行上において仕様書に違反する事象が発生した場合は、直ちに業務責任者宛報告するよう、従事者に周知すること。

8.7 業務責任者は、本業務の履行に当たり、発注者から業務改善を指導された場合は、業務改善対策の報告書を発注者の指定する期日までに提出しなければならない。

## 9 従事者の届出等

- 9.1 受注者は、本業務の契約締結後遅滞なく、本業務に従事する者(以下「従事者」という。)に係る従事者届(様式第1号)を発注者に提出しなければならない。
- 9.2 発注者は、従事者(業務責任者を含む。)に本業務に従事する者であることを示す証明書(以下「従事者証」という。)を発行する。受注者は、この従事者証に貼付する顔写真データを発注者指定の様式に貼付し、本業務の契約締結後速やかに発注者に提出しなければならない。
- 9.3 受注者は、従事者を変更したときは、従事者届(様式第1号)を発注者に提出しなければならない。従事者を追加する場合は前号に定める顔写真を速やかに発注者に提出し、従事者を削除する場合は、従事者証を速やかに発注者に返却しなければならない。
- 9.4 受注者は、本業務の履行を遅滞なく行うため、受注者が策定した履行計画に基づく作業量に応じた従事者を本業務に従事させなければならない。

## 10 発注者が負担(貸与)するもの

- 10.1 発注者は、本業務に必要な水道メーターを交付する。
- 10.2 発注者は、メーター取替施工伝票(受注者控)及びその他発注者が必要と認める帳票等を受注者に貸与する。受注者は、帳票等を適正に管理し、履行完了後は速やかに発注者に返却しなければならない。
- 10.3 発注者は、「検定満期メーター施工入力支援ツール」(Microsoft Accessで発注者が作成したデータベース、以下「支援ツール」という。)を受注者に提供する。
- 10.4 発注者は、受注者との協議の上、遠隔表示器、伸縮補足管及びヴィクトリックジョイント等の取替等を指示することがある。この場合に要する材料は、発注者から受注者に交付する。

## 11 受注者が負担(用意)するもの

- 11.1 受注者は、従事者が使用する作業服等(夏季に使用するファン付き作業服、冬季に使用する防寒着、名札及び腕章を含む。以下同じ。)、社員証及びその他本業務の履行に必要な物品、器材、給水装置材料、車両及び工具、及びお客様等との連絡に用いる固定電話番号等、発注者が負担(貸与)するもの以外の一切を自らの負担にて調達しなければならない。
- 11.2 本業務で使用する作業服等のデザインは、本業務の従事者であることが遠距離からでも視認できるよう工夫し、発注者と打合せの上で決定すること。
- 11.3 本業務で使用する車両には、産業廃棄物収集運搬車の表示義務に準じて「水道メーター取替え作業車」「受注者 (受注者名を記載)」「発注者 堺市上下水道局」の表示をすることとし、その詳細は発注者と打合せの上決定すること。
- 11.4 支援ツールを用いた作業のため、受注者は、下記仕様の支援ツール作業用パソコンを用意しなければならない。
  - ・OS : Windows 11 Pro
  - ・CPU : インテル Core i5 以上
  - ・メモリ : 8 GB 以上
  - ・アプリケーション : Microsoft Access2024(LTSC版)を利用できること
  - ・セキュリティUSBメモリ : パスワード認証方式及びウイルス対策機能を有していること (機種例 : 株式会社アイ・オーデータ機器製 ED-VT4)
- 11.5 支援ツール作業用パソコンとインターネット等通信環境を直接接続してはならない。支援ツール作業用パソコンと、受注者が別途用意したパソコン(ウイルス対策機能を施したもの)とのデータの送受信は、セキュリティUSBメモリを使用し、受注者が別途用意したパソコンと、発注者側パソコンとのデータの送受信は、インターネット回線を介する方法に限る。また、支援ツール作業用パソコンにセキュリティUSBメモリやプリンタ等の機器を接続する際は、あらかじめ発注者の承認を得ること。
- 11.6 機器のセキュリティ対策等について発注者から指示があったときは、受注者は指示に従い適切な措置を講じなければならない。

## 12 お客様等への対応

- 12.1 本業務は本市の委託業務であり、従事者の一人ひとりがお客様等及びお客様等の財産で

- ある給水装置に直に接することから、受注者は、従事者に対する身だしなみ及び接遇について研修を行い、お客様等からの信頼、信用が損なわれないよう努めること。
- 12.2 現場を訪問するときは、本仕様書で規定する作業服等を着用するとともに、従事者証を携帯し、お客様等から提示を求められたときは提示すること。
- 12.3 私有地内に立入る際は、近隣に不信感を与えないようにすること。
- 12.4 業務従事中に、本業務以外の営業行為等は行ってはならない。
- 12.5 お客様等から業務に関する質問又は相談を受けたときは、常に正確かつ分かりやすく回答し、誤解を与えることのないようにすること。
- 12.6 お客様等関係者への対応は親切かつ丁寧に行う等、言動に注意し、不信感及び不快感を与えないようにすること。
- 12.7 受注者は業務の履行に当たり、対象のお客様等のほか、地域住民との間に紛争や苦情が生じないように努めなければならない。
- 12.8 受注者は、業務の履行に当たり、紛争、苦情及び事故（作業後の漏水、給水器具の故障等も含む）等のトラブルが生じた場合は、誠意をもってその解決にあたらなければならぬ。
- 12.9 受注者は、紛争、苦情及び事故等のトラブルの対応等の内容は、全て文書に明確に記録し、状況を逐次発注者に報告し、必要に応じ協議すること。また、発生した事象及び対応内容は集計し、従事者教育等を通じて履行品質の向上に役立てること。
- 12.10 お客様等からの問い合わせ、作業の日程調整、作業後の漏水への対応等、受注者とお客様等との間で直接連絡を要する場合があるため、本書で規定する業務を実施する基本の日時中、お客様等からの電話を常時発着信ができる固定電話番号を用意し、発注者に報告しなければならない。また、お客様等に対する初回連絡は原則として固定電話番号から行うこと。

### 13 提供データの保護

- 13.1 受注者は、発注者が所有する文字記録及び電子記録(以下これらを「データ」という。)について次の行為をしてはならない。ただし、発注者の指示又は承認を受けて行う場合は、この限りでない。
- ア 発注者の指示又は承認を受けずにデータを複写し、又は複製すること
  - イ 発注者の指示する業務以外にデータを使用すること
  - ウ 発注者の指示又は承認を受けずに第三者にデータを提供すること
- 13.2 発注者からデータの返還及び処分の指示を受けたときは、受注者は速やかにその指示に従わなければならない。
- 13.3 受注者は、契約終了の際には一切のデータを確實に消去し、発注者に報告しなければならない。

### 14 個人情報の保護

- 14.1 受注者は本業務の履行に当たり、発注者が保有する個人情報を取り扱う場合は、細心の注意を払うとともに、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、委託契約書別記の「個人情報取扱特記事項」その他個人情報の取扱いに関する法令を遵守すること。
- 14.2 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報保護に必要な措置を適正に講じること。
- 14.3 受注者は、本業務の契約後、データの保護及び個人情報等の保護に関する「誓約書」(様式第2号)を発注者に提出しなければならない。
- 14.4 本業務の全ての従事者はデータの保護及び個人情報等の保護に関する「誓約書」(任意様式)を受注者に提出し、受注者はその写しを発注者に提出しなければならない。
- 14.5 本業務の履行に際し必要な個人情報（取替に係るお客様氏名又は名称、装置の所在地、当該装置に係る送付先等）は電子データで提供する。受注者は次の仕様を満たすノートパソコンを用意すること。  
＜ソフトウェア＞(OS)Windows11 (アプリケーション)ウイルス対策ソフト及びCSVファイルを閲覧できるソフトウェアをインストールしていること。  
＜接続＞発注者が所有するセキュリティUSBメモリ以外の機器及びネットワークへ接続

してはならないこと。

〈共用〉受注者が別途用意する支援ツール作業用パソコンと共に用してはならないこと。

〈アクセス制御〉個人情報にアクセスするためにはパスワード、ICカード、生体情報等の使用を必要とし、アクセス制御のために必要な措置を講ずること。

## 15 堺市指定給水装置工事事業者としての責務

- 15.1 受注者は、堺市指定給水装置工事事業者の立場において本業務を履行し、水道法(昭和32年法律第177号)、水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)等の関係法令、堺市水道事業給水条例(昭和33年条例第13号)、堺市水道事業給水条例施行規程(昭和42年水道事業所管理規程第6号)、堺市指定給水装置工事事業者規程(平成10年水道局管理規程第6号)及び給水装置工事施行指針を遵守すること。
- 15.2 受注者は、履行期間が終了するまで堺市指定給水装置工事事業者の指定を受けていること。受注者が堺市給水装置工事事業者の指定の取消し又は効力の停止を受けたときは、契約の解除を行う場合がある。
- 15.3 受注者は、堺市指定給水装置工事事業者の申請事項に変更が生じた場合、速やかに発注者に届け出ること。

## 16 安全管理及び官公庁への手続き等

- 16.1 業務の履行に当たっては、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)その他法令を遵守し、適正に行うとともに、業務に伴う災害及び事故の防止に努めなければならない。
- 16.2 労働契約法(平成19年法律第128号)第5条に規定するとおり、受注者は、使用者として本業務の従事者の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮を行うこと。
- 16.3 本業務の安全衛生に関する責任者は、業務責任者とする。本業務の安全衛生に関する責任者は、履行中の安全を確立するための安全対策を計画し、必要がある場合は関係官公署その他の関係機関と安全確保に係る連絡を取ることとする。なお、業務において安全管理上の障害を発見した場合は、直ちに発注者に報告しなければならない。
- 16.4 受注者は、安全対策の計画に基づいて、作業車両、使用工具、作業員の服装等の安全点検等を実施すること。
- 16.5 受注者は、平素から気象情報等に十分な注意を払うとともに、豪雨、強風、出水その他の自然災害に対して、被害を最小限にするための必要な措置をとること。
- 16.6 受注者は履行開始後、原則として従事者全員の参加により、2か月に1度以上、1回1時間程度、安全に関する教育を実施しなければならない。なお、新規従事者は安全に関する教育等を実施後に従事させること。
- 16.7 安全に関する教育の実施状況は、書面、写真等により記録、保存し、発注者から請求があった場合には、遅滞なくその記録を提示しなければならない。
- 16.8 業務の履行上、道路使用許可等の官公庁への手続き等をする際は、これを適切に行うこと。手続きの対象や方法等は、上下水道施設工事共通仕様書最新版中、「官公庁等への手続き等」の内容から、「工事」を「業務」、「施工」を「履行」に読み替えた上で適用する。

## 17 履行計画

検定満期取替え業務に係る発注者からの指示を受け、受注者は次のとおり履行計画を策定の上、発注者宛報告しなければならない。

### 17.1 業務履行開始前(準備期間)の期間

各月の指示予定期数を元に、業務全体の履行計画(月ごとの履行予定期数)を報告すること。

### 17.2 指示後から取替開始までの期間

指示件数を基に、取替期間内の履行計画を報告すること。

### 17.3 完了期限4か月前及び2か月前

実績数及び残数を基に、以後の取替期間内の履行計画を報告すること。なお、完了期限2か月前の残数が、指示件数の4割を上回る場合、より詳細な履行計画(日当たりの取

替作業予定数・作業員数等)の報告を求めることがある。

## 18 業務の指示

発注者から受注者に対し、指示書及びメーター取替施工伝票(三枚複写)により指示する。指示の時期は、検定満期の取替及び撤去は原則として検定満期の8か月前、その他は随時とする。

## 19 水道メーターの請求及び保管

- 19.1 業務の履行に必要な水道メーターは、量水器請求伝票に必要事項を記入して事前に発注者に請求すること。なお、原則として取替え等指示分をまとめて受け渡すが、発注者の指示がある場合はこの限りでない。
- 19.2 水道メーターは必要に応じて、パレットに載せて渡す。この場合のフォークリフト操作は発注者が行う。
- 19.3 水道メーターの運搬、保管に際しては、水道メーターの設置に関するマニュアル(一般財団法人日本計量機器工業連合会水道メーター技術委員会作成)中、保管上・運搬上の注意の項目に基づき、適切に管理をすること。
- 19.4 水道メーターの保管場所は、本業務に関係しない者がみだりに立入ることができないよう、施錠等の対策を施すこと。
- 19.5 「業務を実施する日時」に記載する、水道メーターの実地たな卸に係る期間は、受注者は未使用の水道メーターを保管及び使用することはできない。未使用のメーターがある場合は、一時的に発注者宛返却すること。
- 19.6 水道メーターの入庫、使用及び使用済水道メーターの戻入の状況につき日々の管理及び1か月ごとの棚卸を行い、結果を書面により報告すること。

## 20 お客様等へのお知らせ

### 20.1 発注者によるお知らせ

発注者は、検定満期取替え業務の指示対象につき、堺市上下水道局公式アプリ「すいりん」又は郵便により、お客様等に水道メーター取替えのお知らせを行う。お知らせには受注者の連絡先が記されているため、お客様等から作業日時の指定や問い合わせがあった場合は、適切に対応すること。

### 20.2 受注者によるお知らせ

受注者は、本業務の履行に必要な各種お知らせをお客様等に配布することができる。ただし、内容について、配布を行う前に発注者の承諾を得なければならない。

## 21 作業実施の注意事項

- 21.1 私有地内に立入る際は必要に応じて土地管理者の了解を得る等の対応を行うこと。
- 21.2 水道メーターや給水装置等に損傷を与えないように十分注意すること。
- 21.3 給水装置に汚水、土砂等異物を混入させないこと。
- 21.4 集合住宅等のためパイプシャフト内で作業する場合、床に戻り水が直接流れないように、シートや水受け器等により対処すること。
- 21.5 磁気活水器等が設置されている場合は、お客様等と打合せし十分注意すること。
- 21.6 その他、水道メーターの設置に関するマニュアル(一般社団法人日本計量機器工業連合会水道メーター技術委員会作成)に基づき作業を行うこと。

## 22 作業手順

作業は原則として、取替え不可日(検針を行う月のうち19日間程度を発注者が指定する)には行ってはならない。ただし、発注者又はお客様等が作業日を指定する場合はこの限りでない。

- 22.1 水道メーターの設置場所を訪問し、発注者の指示内容(所在地、お客様番号、お客様氏名、水道メーターの種別、口径、番号等)と相違ないことを確認すること。合致している場合はお客様等に訪問の趣旨を述べて了解を得てから作業を行うこと。もし、お客様等から作業日時を指定された場合は、指定日時に再訪すること。なお、現場と発注者の指示内容が異なる場合及びお客様等が作業を拒否した場合は、水道メーターの設置場所から退去後、業務責任者を通じて発注者に連絡し、その指示に従うこと。
- 22.2 水道メーターの設置場所を訪問の結果、水道メーター及び止水栓の設置場所が不明な場合、水道メーター設置場所に立入るための鍵を要する場合等は、受注者は1日分の問い合わせ料金を支払うこと。

合わせ内容をとりまとめ、発注者宛電子メールを送信すること。発注者からの返信は、問い合わせを受けた翌営業日以降に行う。ただし、緊急を要すると発注者が認めた場合はこの限りではない。

- 22.3 病院、飲食店、理容室等急な断水が困難な箇所については、作業日・時間等をお客様等と事前に調整すること。
- 22.4 メーター取替施工伝票の「計基」欄に「H1」又は「F1」と記載されている集合住宅等は、現地にいる管理人又は管理会社、家主等に作業内容について説明を行うこと。
- 22.5 工場等で事前調整にあたり、お客様等から新規入場者教育の受講等を求められた場合、業務責任者を通じ、発注者と協議すること。
- 22.6 漏水の有無を確認し、漏水中の場合は、お客様等に調査及び修理を教示の上、修理完了後に作業する旨を伝え、修理完了後の受注者宛連絡を依頼すること。ただし、作業がその漏水に影響を及ぼさないと見込まれる場合は、お客様等から漏水中に作業することに対する「承諾書」を得て、作業すること。その他、二次側に給水装置が接続されていない場合、クロスコネクション等の給水装置の不良及び閉栓中であるにもかかわらず水道を使用している形跡等、異常を発見したときは作業を中止し、直ちに業務責任者を通じて発注者に報告すること。
- 22.7 障害物の移動を要する場合はお客様等と十分に打合せ、写真撮影をすること。
- 22.8 メーターボックス内にある土砂等が給水管内に入らないよう除去し、止水栓を止めること。
- 22.9 水道メーターを取り外す際は、一次側、二次側の給水管内に汚水及び土砂、異物等が流入しないよう注意して撤去すること。
- 22.10 水道メーターを取り付ける際、水道メーターの一次側、二次側の給水管内に付着している異物等がある場合は、これを取り除くこと。水道メーターの方向に注意し、逆付けのないよう十分注意すること。
- 22.11 水道メーターを取り外した後、水道メーターを取り付けないが、今後使用する可能性がある給水管が残存するときは、給水管の一次側、二次側にそれぞれ下表のとおり取り付けること。

口径	φ 40 以下	φ 50	φ 75 以上
一次側	閉栓プラグ	断水器コマ	フランジ栓
二次側	閉栓プラグ	断水器コマ	フランジ栓

- 22.12 止水栓に閉栓キャップが取り付けられていたときは、発注者に報告すること。
- 22.13 止水栓を慎重にゆっくり開ける。元々止水栓が閉まっていた場合はこの作業を省略する。通水後、水道メーターパイロットの回転が止まることを確認する。1分程度たっても止まらない場合は、屋内の蛇口等が開いているおそれがあるため、お客様等に確認をお願いすること。
- 22.14 取付けた水道メーターが逆付けでないことを再度確認し、お客様等に作業の終了を報告すること。この際、通水状況、給水装置の状況(漏水の有無等)、メーターボックス周辺の清掃状況及び新旧水道メーターの指示数も確認してもらうこと。
- 22.15 お客様等による確認後、メーター取替施工伝票に、作業内容に応じた必要事項(撤去指示数・取付指示数・水道メーター種別・口径・番号及び検査年月等)を記入してメーター取替施工伝票のお客様控えである「メーター取替のお知らせ」をお客様等に手渡すこと。
- 22.16 撤去指示数がメーター取替施工伝票に記載されている最新指示数より小さい場合は、業務責任者を通じて発注者に連絡し、その指示に従うこと。ただし、撤去指示数が0 m<sup>3</sup>で最新指示数が1 m<sup>3</sup>の場合は撤去指示数1と記入すること。
- 22.17 作業にあたって異常を感知した場合は、直ちに作業を中止するとともに業務責任者を通じて発注者に連絡し、その指示に従うこと。
- 22.18 作業手順の詳細は、契約後に発注者から受注者宛交付する書面により定める。また、作業品質の向上のため、受注者宛交付する書面の内容を改正することがある。

### 23 水道メータークロスの防止

集合住宅、増圧施設、複式メーターセット施設(一つのメーターボックス内に複数メーターを設置している施設)等、同一箇所に複数の水道メーターが設置されている箇所では、撤去、取

付をそれぞれ一括で行ってはならない。1個ごとに作業を行うこと。また、取付前に水道メーターの蓋(表か裏)に部屋番号を記入すること。

#### 24 パルス式、電子式水道メーターへの対応

- 24.1 パルス式水道メーターは電子式水道メーターに取替えること。
- 24.2 電子式メーターは取り付け後、メーターケーブル防水接続材料を用いて結線を行い、遠隔指示器を、既設信号線を接続する。その後、遠隔指示器をリセットし、新設した水道メーターの指示数と等しいことを確認すること。また、あらかじめ発注者から支給を受けた合番号(特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令70号)第12条第1項に規定されるもの)シールを遠隔指示器に貼り付けること。

#### 25 お客様等不在時の作業手順

お客様等不在時の作業は、お客様等に不信感や不安感を与えることがあるので、十分注意して行うこと。不在時における作業手順の異なる点は次のとおりである。

- 25.1 通水後1分程度たっても水道メーターパイロットの回転が止まらない場合は、止水栓を閉め、その旨を記入したメモを当該場所の郵便受等に入れておくこと。また、業務責任者と発注者に報告すること。
- 25.2 水道使用前の通水等について説明するお知らせを郵便受け等に投入すること。
- 25.3 水道メーターが屋内に設置される等により作業できない場合は、発注者とあらかじめ協議の上決定した文書を郵便受け等に投入すること。

#### 26 施工写真の撮影及び保存

##### 26.1 水道メーターの取替え等状況の撮影

水道メーターの取替え等を行う際は、メーター取替施工伝票、撤去する水道メーター及び取付ける水道メーターを、メーター取替施工伝票の記載項目、メーターの番号及び指示数が判別できるよう、鮮明に撮影すること。水道メーターの大きさや撮影場所の明暗差により撤去する水道メーター及び取付ける水道メーターと一緒に撮影できない場合は、メーター取替施工伝票と共にそれぞれ撮影すること。

##### 26.2 障害物移動時の撮影

障害物の移動をする際は、移動前、復元後の障害物位置が分かるよう撮影すること。

##### 26.3 付帯業務作業時の撮影

付帯業務を実施したときは付帯業務の項目に記載のとおり撮影すること。

##### 26.4 保存

履行期間中は受注者において保存し、発注者の求めに応じて都度提出するとともに、履行完了時はすべての写真をDVD-Rにより発注者宛提出すること。

#### 27 付帯業務

付帯業務を行う場合は、お客様等の承諾を得た上で受注者が実施する。この場合の改造等の復旧は、モルタル復旧までとする。やむを得ず、タイル貼等を取り壊す場合は、タイル貼等の復旧は自己負担(お客様等の負担)であることを十分周知し承諾を得て実施すること。付帯業務を行う内容について複数の修繕方法が考えられる場合は、最も経済的かつ合理的な方法で修繕を行うこと。また、給水装置の修繕及び復旧の際に使用する材料において発注者が定めるものについては、「請負人調達材料承認条件一覧表」に記載されているものを使用すること。なお、「請負人調達材料承認条件一覧表」は随時更新されるため、堺市上下水道局ホームページを確認すること。

##### 27.1 付帯業務の主な内容は以下のとおり。

- ア 止水栓不良の場合は、正常な止水栓に取替えること。
- イ 止水栓不明の場合は、堺市e-地図帳の水道参考情報等を元に調査を行い、必要に応じて止水栓ボックスの嵩上げ、設置及び止水栓の設置を行うこと。
- ウ メーターボックス及び止水栓ボックスが破損等し、水道メーターの取替え及び止水に支障をきたしている場合は、お客様等及び発注者の承諾を得て正常なものに取替えること。

- エ メーターBOXがずれて、水道メーターの取替えができない場合は、お客様等及び発注者の承諾を得て正常な位置に変更すること。
- オ メーターBOX内にモルタルが流れ込み、水道メーターの取り外しができない場合は、硬化したモルタルを破碎すること。
- カ 水道メーター前後の鉛管が腐食している場合は、ビニール管・ポリエチレン管に布設替えを行うこと。
- キ 老朽その他避けることができない理由により給水管等が破損した場合は、修繕工事を行うこと。
- ク 水替工及び呼び径50mm以下(配管を除く)の配管を施工する際は、上下水道施設工事共通仕様書最新版中のそれぞれの内容を参考とし施工すること。
- ケ φ50以上の取替等においては、取替等予定日の1週間前までに事前調査を行うこと。事前調査の内容はメーター周辺環境、仕切弁、二次側設備等を確認、測定、写真撮影等である。事前調査を行った内容については、報告書に記入して取替等予定日の3営業日前までに監督員へ提出すること。なお、φ40以下の取替等においても、局からの指示により事前調査を行うことがある。
- コ 事前調査の結果により、監督員から調査指示があった場合は詳細調査を行うこと。調査内容は、漏水調査、仕切弁等の性能調査、給水装置の腐食調査、その他監督員が必要と認めたもので、報告書に記入して取替等予定日の3営業日前までに監督員へ提出すること。
- サ 取替後に発生した漏水等(宅内水栓等の不良含む)を対応した際には、派遣費を適用する。ただし、施工不良による対応(止水栓開放忘れ、異物除去不足による水栓の詰まり等)と監督員が判断した場合は適用しない。

- 27.2 作業完了後3営業日以内に、付帯業務の作業内容がわかる報告書を作成し、現場写真を添付して発注者に提出すること。
- 27.3 現場写真是、施工日、施工場所、お客様番号を記入したメーター取替施工伝票又は工事看板と共に、着工前、施工中(配管が終わり埋戻す前)、完了時(埋戻し・モルタル復旧終了後)、掘削状況・使用材料等が容易に判別できるように撮影し提出すること。
- 27.4 報告書および施工写真に不備があり掘削状況・材料使用状況等が判断できない場合は、付帯業務に係る費用等を計上しない場合があるため、注意すること。

## 28 他事業者との協力

受注者は、履行場所に隣接する場所で行われる工事又は業務、本業務と関連して行われる工事又は業務と相互に協力し履行しなければならない。また、他事業者が施工する関連工事又は業務が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

## 29 建設副産物及び産業廃棄物

本業務の履行において発生する建設副産物及び産業廃棄物については、上下水道施設工事共通仕様書最新版中、「建設副産物」の内容のとおり取り扱わなければならない。

## 30 取替等不能

取替等を行うにあたり支障があった場合は、次のとおり対応すること。

- 30.1 お客様等の不在による不能(敷地内立入許可、障害物の移動、付帯業務施工、漏水等のためお客様等の許可等を要するが、折衝ができない場合)
  - ア 初回訪問を行い、不能要因別のお知らせを投函し、お客様等からの連絡を依頼する。
  - イ 初回訪問とは別日に、曜日・時間帯を変えて1回以上訪問し、不能要因別のお知らせを投函し、お客様等からの連絡を依頼する。
  - ウ 檢定満期対象リストに記載されている連絡先へ架電し、不能理由を説明、必要に応じて立会等を依頼する。(曜日・時間帯を変えて3回以上連絡を行う)
  - エ 未取替メーター報告書に記入し、翌月曜日(休業日の場合は翌営業日)に発注者へ提出する。
  - オ 発注者にて未取替メーターの情報を確認し、対応方法について指示を行う。(再訪問、別途連絡先・郵送先の提供等)

- カ 再訪問指示があった場合は、初回・2回目訪問とは別日に、曜日・時間帯を変えて1回以上訪問を行う。
  - キ 別途連絡先の提供があった場合は、連絡先へ架電し、不能理由を説明、必要に応じて立会等を依頼する。(曜日・時間帯を変えて3回以上連絡を行う)
  - ク 上記を行っても連絡が取れず、作業が不可能な場合は、不能理由や折衝経過をまとめた報告書を作成し、発注者へ提出する。
- 30.2 外的要因等による不能（狭隘や配管腐食等により付帯業務を行っても対応不可、不正常配管により作業に際してお客様等の許可を得ても施工できない場合及びお客様等による取替拒否等の場合）
- ア 初回訪問を行い、不能要因についてお客様等へ説明を行う。施工員から説明を行うことが難しい場合は、後日業務責任者から説明を行うこと。また、必要に応じて、監督員へ報告・協議を行ってからお客様等へ説明すること。
  - イ 取替不能要因について、業務責任者から監督員へ口頭報告（必要に応じて写真等をメールで送付）し、対応について協議を行う。
  - ウ 監督員と協議の結果、作業不能であると判断された場合は、不能理由や折衝経過をまとめた報告書を作成し、発注者へ速やかに提出すること。
- 30.3 作業不能にかかる写真撮影
- 上記の訪問時は、訪問の度に訪問日及び取替不能要因（例：敷地内の場合は門扉の状況等）がわかる写真を撮影すること。撮影の際は、プライバシーに配慮すること。
- 30.4 取替不能対応費
- 上記の対応を行い、局が報告書を受理した場合は、取替不能対応費を適用する。なお、取替不能対応費を適用した後に取替が可能となった場合でも、取替不能対応費の取り消しは行わない。

### 31 作業の完了期限

作業は指示書に記載の施工期間内に完了すること。施工期間は、検定満期の取替及び撤去は原則として検定満期の2か月前、その他の取替え等は都度設定する。お客様等との日程調整の結果、指示期間内に完了できない場合等は速やかに発注者に報告すること。報告内容に関して発注者から指示がある場合は、その指示に従うこと。

### 32 電子データ及び日報の送付

- 32.1 検定満期に伴う取替え又は撤去に係る情報は、次のとおり支援ツールにおいて管理すること。
- 32.2 作業前の準備として、発注者が提供する「検定満期取替えデータ」を支援ツールに入力すること。
- 32.3 前受水道メーターのメーカー番号・種別・口径・検定満期年月・水道メーター番号を支援ツールに入力すること。
- 32.4 作業後、水道メーターの写真又は現物とメーター取替施工伝票の記載内容が一致していることを確認の上、支援ツールに、整理番号・取付年月日・水道メーター番号・口径・撤去指示数等の必要項目を入力する。
- 32.5 日ごとの作業内容について日報を作成し、支援ツールの入力内容と齟齬がないことを確認の上、入力したデータ及び日報を、原則として作業完了の翌執務日正午までに送付しなければならない。

### 33 メーター取替施工伝票(発注者控)の返送

作業後のメーター取替施工伝票(発注者控)は、作業日、口径、メーター種別、整理番号の順に並べ、各月1週間ごとに取りまとめ、3執務日以内に発注者宛返送すること。

例) 10月1日(木)～10月4日(日) 作業分を、10月7日(水)に返送

10月5日(月)～10月11日(日) 作業分を、10月14日(水)に返送

10月12日(月)～10月18日(日) 作業分を、10月21日(水)に返送

10月19日(月)～10月25日(日) 作業分を、10月28日(水)に返送

10月26日(月)～10月31日(土) 作業分を、11月4日(水)に返送

### 34 取り外した水道メーターの戻入

- 34.1 取り外した水道メーターは、メーター番号及び側面の刻印が視認できる程度に水洗い等した後、口径、種類及び素材(下表のとおり。φ40以下に限る)別に分類すること。

新素材	水道メーター番号がA～Iのアルファベットで始まる
新素材①	水道メーター番号後に①が付いている
新素材②	水道メーター番号後に②が付いている
旧素材	水道メーター番号がR～Zのアルファベットで始まる

- 34.2 戻入は、受注者にて作業日単位でとりまとめ、撤去量水器戻入伝票を作成し、執務日の9時または13時に、戻入予約を行った上で上下水道局庁舎内の指定場所に戻入すること。  
34.3 一度の戻入数は500個程度とし、500個を超える戻入を行う場合は事前に協議すること。  
34.4 発注者に戻入の必要のない場合(私設メーター等)は別途指示する。

### 35 完了報告

- 35.1 毎月の業務報告として、業務完了届、水道メーターの入出庫、取替え、撤去、取付けを水道メーターの口径種類別に集計したもの及び付帯業務及び未取替メーターの内容がわかる月報を作成し、次月の3執務日以内(3月は最終執務日)に提出しなければならない。提出する書面の詳細は発注者との協議の上定める。
- 35.2 検査の結果、履行が不適当と認められる場合、発注者は受注者に対し理由を示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求できる。措置の請求を受けた受注者は発注者の指定する期限までに書面で回答しなければならない。
- 35.3 受注者は、発注者が指示期間内に履行しなければならない。履行できない場合は、受注者はその事由を発注者に書面により報告し、発注者がやむを得ない事由(お客様等の要望や不在等)として認めた場合は履行期間を延長した上で履行することができる。
- 35.4 檢定満期取替え業務に係る取替等の指示期限までに履行ができなかった件数のうち、やむを得ない事由がないと発注者が認めるものの数が、取替等を指示した件数の5%を超えた場合は、発注者は受注者に、やむを得ない事由がないと発注者が認める数に、指示した作業内容の各契約単価(消費税等の額を除く額)を乗じた額を負のインセンティブとして請求する。この場合、受注者は、請求時に発注者が定める期限までに、発注者宛支払わなければならない。

(負のインセンティブの例)

a 令和〇年〇月を期限として取替等の指示をした数	4,000 個
b aのうち、取替等の履行ができなかつた数	250 個
c bのうち、やむを得ない理由がないと発注者が認める数	210 個
d cの内訳個数 φ13～25 170 個 φ30 40 個	
e dの契約単価(税抜) φ13～25 2,000 円 φ30 3,000 円 のとき、 (適否の判定) 4,000 個×5%<210 個のため、適用対象 (額の計算) (170×2000)+(40×3000)=460,000 円	

- 35.5 上記の負のインセンティブが生じたときは、正当な理由なくこの契約を履行しないものとして契約書に規定する発注者の催告を行う。また、発注者の催告を行った後も履行状況の改善がないときは、契約書に規定する発注者の催告による解除権行使がある。

### 36 資料の帰属

本業務の契約の締結に基づき受注者が作成した資料は、全て発注者に帰属する。受注者は、履行期間が満了したときは、発注者の指定する期日までに全ての資料を発注者に提出しなければならない。

### 37 会議

- 37.1 受注者は、発注者が定める日時場所及び方法により、原則として月1回程度定例会議を、また、発注者が必要とする際は随時、臨時会議を実施すること。
- 37.2 定例会議及び臨時会議の議題に関する資料を発注者が求めたときは、受注者はこれを準備しなければならない。

- 37.3 受注者は、定例会議及び臨時会議に業務責任者 1名以上及び発注者が指定する従事者を出席させなければならない。
- 37.4 会議開催後速やかに、受注者は会議録を発注者が指定する媒体で作成し、発注者に提出して承認を受けること。また、発注者が会議録の修正を受注者に指示した場合は、その指示に従って会議録を修正すること。

### 38 次期契約開始補助

- 38.1 受注者は、発注者から求めがあった場合は、次期契約を行うにあたり必要となる、次の業務を行うこと。
- ア 各種の参考見積の積算及び参考見積書の提出
  - イ 委託業務仕様書の作成補助
  - ウ 本業務に関する情報及び資料の提供
- 38.2 受注者は、次期契約において、次期契約の受注者(以下「次受注者」という。)とならなかった場合は、次期契約の準備期間において、次受注者に対して次の業務を行うこと。  
なお、各業務の頻度、規模等は、発注者が他の業務に支障をきたさないと認める範囲とする。
- ア 関係書類、対応中の事案、連絡事項、注意事項その他各種の引継ぎ
  - イ 助言
  - ウ 業務説明
  - エ 資料提供
  - オ 次受注者による受注者の業務履行状況及び履行拠点の視察の対応
  - カ 次受注者の従事者向けの研修
  - キ その他次受注者が必要とする引継ぎ事項
- 38.3 受注者は、次期契約において次受注者とならなかつた場合は、本業務の履行最終日における次受注者による業務履行への移行に関して、各種の作業に最大限協力すること。また、本業務の履行期間中において、発注者が次受注者による業務履行への移行に係る作業に受注者の立会いを求めた場合は、実施日時にかかわらず、受注者はそれに応じなければならない。

### 39 お客様等又は第三者に与えた損害

- 39.1 受注者は、業務の履行において、お客様等又は第三者に対し、人的・物的損害を与えたときは、早急に誠意をもって受注者の費用で調査、修繕又は賠償を行うこと。
- 39.2 受注者は、本業務の履行により生じた漏水等の事故その他生じた問題等については、受注者の負担により適切に対応しなければならない。ただし、受注者の故意又は過失が認められない場合は、発注者は、漏水等により生じる水道料金に減免又は認定を行うとともに、付帯業務の範囲内の修繕を指示する場合がある。
- 39.3 本業務の履行により生じた事故その他の問題等につき発注者から指示等があるときは、受注者は、当該指示に従わなければならない。
- 39.4 業務の履行により生じた漏水、出水不良、その他取替に起因する事故等は、受注者自らが対応することを原則とする。ただし、本書で規定する本業務を実施する基本日時外に発生したもの及び緊急対応を要するものに対しては発注者又は第三者が対応を行うことがある。
- 39.5 上記の発注者又は第三者が対応を行った場合において、事故等の原因が受注者による故意又は重過失であると発注者が判断した場合(接合不良、出水不良等)、受注者は対応を行った者に対して、対応に要した費用を弁償しなければならない。また、このことについて、受注者は発注者に対して、お客様等又は第三者に与えた損害における対応及び費用弁償に関する誓約書(様式第3号)を提出しなければならない。

### 40 水道メーター弁償金

- 40.1 受注者の責により、水道メーターを破損又は紛失した場合、受注者は速やかに発注者に書面をもって報告するとともに、新たな水道メーターの交付を受けなければならない。
- 40.2 受注者は、水道メーターを誤設置(逆付けを含む)したことが判明した場合は、速やかに新たに水道メーターの交付を受けなければならない。

40.3 水道メーターの破損、紛失及び誤設置の場合にあっては、受注者は、発注者の請求に応じて水道メーター弁償金を支払わなければならない。

#### 41 契約金額

41.1 本業務の契約金額は、複数単価契約とする。

41.2 発注者が、公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置を講ずることとした場合は、受注者は、新労務単価等に基づく契約に変更するための契約金額の変更の協議を請求することができる。変更後の契約金額の算出方法及び変更手続等の詳細は、発注者が発する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に係るお知らせのとおりとする。

#### 42 暴力団等の排除

暴力団等の排除についての規定は、別紙「暴力団等の排除について」のとおりとする。

#### 43 施工時間帯及び時間的制約を受ける作業

本工事の施工時間帯及び時間的制約を受ける作業は、下表のとおりとする。

施工時間帯	作業時間	備考
全時間帯	全時間	<input checked="" type="checkbox"/> 時間的制約を受けない <input type="checkbox"/> 時間的制約を受ける <input type="checkbox"/> 時間的制約を著しく受ける

#### 44 時間外施工単価の対象

契約上の単価表で定める水道メーター取替工（時間外）は、業務を実施する基本の日時外に作業を着手するものを対象とする。

#### 45 積算上の条件

本業務の積算上の条件については別紙「積算上の条件について」による。なお、別紙「積算上の条件について」は、入札参加者の適正かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約上の拘束力を生じるものではない。

#### 46 その他

業務履行に当たり本仕様書の解釈に疑義が生じたときは、その都度発注者と受注者の双方で協議して定める。

様式第1号 従事者届

年      月      日

従事者届

堺市上下水道事業管理者 殿

受注者 所在地(住所)

### 名称又は商号

代表者 職氏名

次の者を当該業務に従事する者として追加又は削除したので届け出ます。

(備考)

その他従事者は、緊急連絡先(電話)の記載及び下記書類の添付を省略できる。

(添付書類)

- ・雇用保険資格者証等、雇用されていることが確認できる書類
  - ・給水装置工事主任技術者免状の写し又は給水装置工事主任技術者証の写し
  - ・工事又は業務従事歴一覧(仕切弁操作責任者のみ)

誓約書

堺市上下水道事業管理者 殿

次の業務の仕様書に定めるデータの保護及び個人情報等の保護に関しては、これを遵守するとともに、業務責任者及び従事者並びにその他従業員にもこれを遵守するよう周知徹底することを誓約いたします。

令和 年 月 日

業務名

受注者

所在地(住所)

名称又は商号

代表者職氏名

様式第3号 お客様等又は第三者に与えた損害における対応及び費用弁償に関する誓約書

お客様等又は第三者に与えた損害における対応及び費用弁償に関する誓約書

堺市上下水道事業管理者 殿

次の業務の仕様書中「お客様等又は第三者に与えた損害」における対応及び費用弁償につき、次のとおり誓約します。

- ・本業務を実施する基本日時外に発生した事故等及び緊急対応を要する事故等に対しては発注者又は第三者が対応を行うことにつき異議ありません。
- ・受注者と発注者間で協議の結果、事故等の原因について受注者による施工不良であると発注者が判断した場合は、対応を行った者に対して、対応に要した費用を弁償します。

令和 年 月 日

業務名

受注者

所在地(住所)

名称又は商号

代表者職氏名

## 別紙 暴力団等の排除について

### 1. 入札参加除外者を下請負人等とすることの禁止

(1) 受注者は、堺市上下水道局契約関係暴力団排除措置要綱第2条の規定により準用する堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表第1に掲げる措置要件に該当する者を、下請負人等(堺市暴力団排除条例第7条各号に定める者をいう。以下同じ)としてはならない。

(2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該下請負人等との契約の解除を求めることができる。

### 2. 下請負人等との締結について

受注者は、下請負人等との契約の締結に当たっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

### 3. 誓約書の提出について

(1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を本市に提出しなければならない。また、受注者は、下請負人等がいる場合には、これらの者から暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。ただし、本市が必要でないと判断した場合は、この限りではない。

(2) 本市は、受注者及び下請負人等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うことができる。

### 4. 不当介入に対する措置

(1) 受注者は、この契約の履行に当たり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為(以下「不当介入」という。)を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

(2) 受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、当該下請負人等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

(3) 本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。

(4) 本市は、受注者又は下請負人等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

## 水道メーター取替え等業務(A地区)特記仕様書

### 1 業務名

水道メーター取替え等業務(A地区)

### 2 履行場所

堺市水道事業の給水区域及び区域外給水区域

(給水区域の範囲は、メータ一口径  $\phi 50$  以上は全域、メータ一口径  $\phi 40$  以下は地区図のうちA地区)

### 3 検定満期取替え業務の予定個数

#### 3.1 メータ一口径 $\phi 40$ 以下

検針月／ 検定満期	奇数	偶数	毎月	計
R9. 6	1,809	1,456	14	3,279
R9. 8	1,384	2,521	6	3,911
R9. 10	1,234	1,416	1	2,651
R9. 12	2,269	2,136	14	4,419
R10. 1	43	33	5	81
R10. 2	46	70	12	128
R10. 3	2,680	1,145	2	3,827
R10. 7	2,240	2,180	8	4,428
R10. 8	163	127	43	333
R10. 9	1,627	2,271	7	3,905
R10. 10	1,564	1,711	3	3,278
R11. 1	1,238	786		2,024
計	16,297	15,852	115	32,264

#### 3.2 メータ一口径 $\phi 50$ 以上

検針月／ 検定満期	奇数	偶数	毎月	計
R10. 1	19	13	112	144
R10. 2	5	5	29	39
R10. 8	63	61	216	340
R11. 2	18	24	65	107
計	105	103	422	630

その他予定期数は設計書に記載のとおり。ただし、予定期数は、発注者が取替等を指示する件数を確約するものではない。発注者が取替等を指示する件数の変動があっても、受注者は適正に業務を履行できる体制を確保すること。

### 4 仕切弁操作責任者の選任

仕切弁を不用意に操作すると濁水の原因となるため、仕切弁の操作は仕切弁操作責任者以外の者が行ってはならない。仕切弁操作責任者は配水管工事又は  $\phi 75$  以上の水道メーター取替え等業務に1年以上従事経験のある者を業務履行開始時までに選任し、発注者宛届けること。仕切弁操作責任者は業務責任者と兼任することができる。

### 5 大型水道メーター( $\phi 50$ 以上)の取替え

#### 5.1 大型水道メーターの取替を行う前に、受注者は取替手順書及びチェックリストを作成し、発注者のチェックを受けること。受注者は取替手順書及びチェックリストを活用し作業を行い、チェック後のチェックリストは毎月とりまとめの上、発注者宛提出すること。

#### 5.2 事前調査の際は、水道メーターボックス内、仕切弁及び二次側の状況を確認の上、発注者が指定する様式及び写真にて記録するとともに、直圧方式で使用しているお客様等に対しても断水する旨を説明し、貯水槽方式で使用しているお客様等に対しては作業前に貯水槽を満水にしていただき、貯水槽一次側のバルブ等で赤水等混入防止策を講ずる協

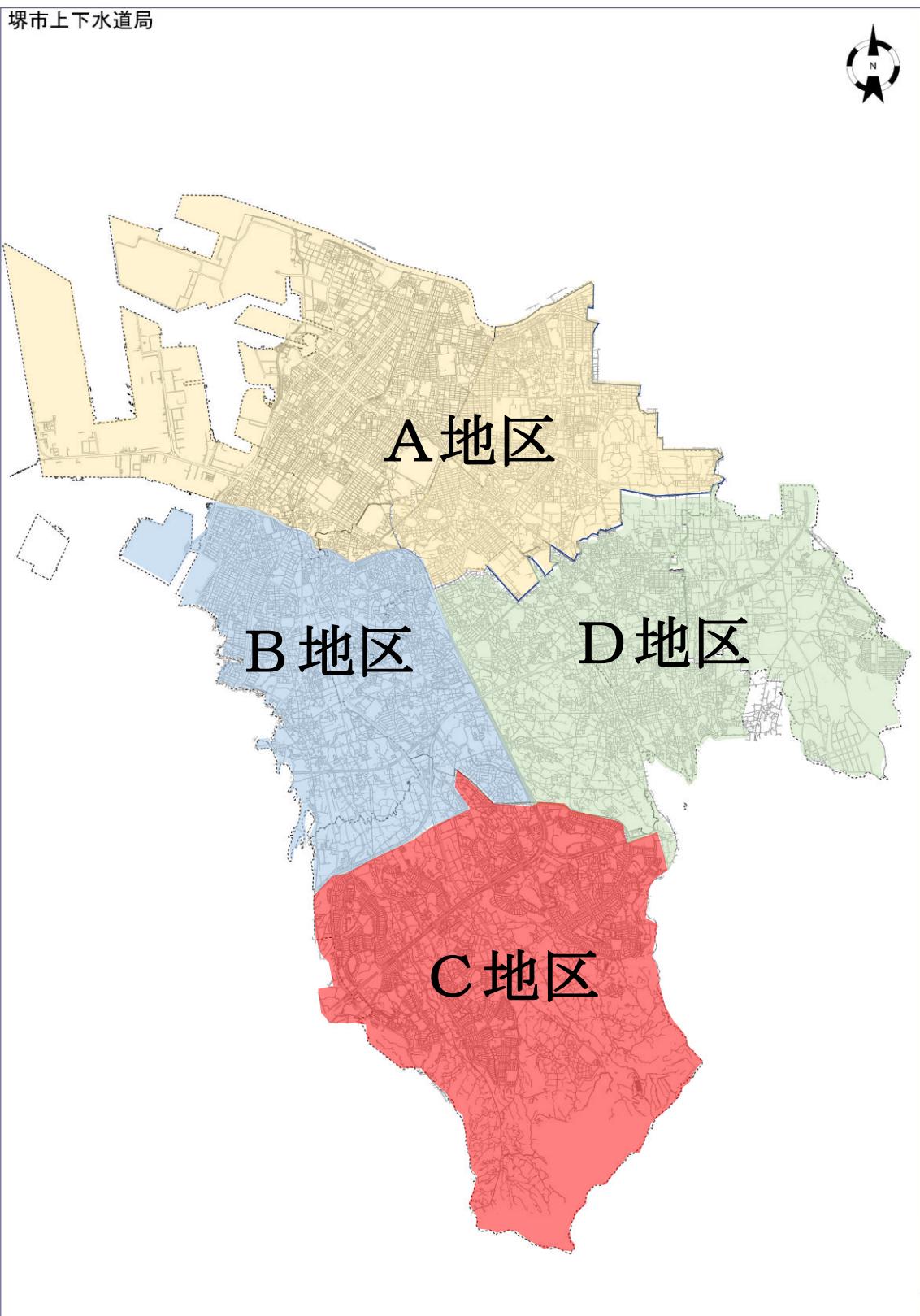
力も交渉すること。作業日時が決まった時は、作業日の1週間前までに水道メーター取替等日時報告書に必要事項を記載して発注者に報告するとともに、作業日の3営業日前までに事前調査の結果を書面にて提出すること。

- 5.3 水道メーター取替え時の赤水等による事故を防止するため、パイロット等で水道が使用されていないことを確認した後に仕切弁操作を行うこと。また、水道メーター撤去後は仕切弁等を操作し給水管内の赤水等を十分排水する。水道メーターボックス内に溜まつた水を外に排出し、給水管内に泥等が混入していないことを確認して、新しい水道メーターを取り付けること。水道メーター取付け後、貯水槽手前直圧箇所の蛇口等で正常な水が通水されていることを確認後、貯水槽一次側バルブを開けること。また、パイロットが完全に停止することを確認すること。
- 5.4 重量のある水道メーター取替え作業は、作業工程・作業人員の配置・機械設備及び安全衛生等を十分考慮し、Φ100以上は、水道メーターを保持できる建設機械を使用の上、複数人数で作業を行わなければならない。
- 5.5 設置した水道メーターに支えがなく、浮いている場合は、ブロック等を設置し、水道メーターを支える土台を設置すること。
- 5.6 Φ75以上の水道メーター取替工、水道メーター撤去工、水道メーター設置工には仕切弁操作を含めて積算している。このため、単価表にある「仕切弁操作」を別途請求することはできない。
- 5.7 メーターパッキンは、可能な限りRFパッキンを使用すること。ただし、GFフランジに接続されている場合は、GFパッキンを使用すること。

## 6 適用範囲

本特記仕様書に記載のない事項は、水道メーター取替え等業務共通仕様書のとおりとする。本特記仕様書と水道メーター取替え等業務共通仕様書との規定が重複し、又は内容が相違する場合は、本特記仕様書の記載内容を優先する。

7 地図



## 別紙 積算上の条件について(水道メーター取替え等業務(A地区))

### 1 積算基準等について

1.1 本業務が適用する主な積算基準書は以下のとおりである。

水道工事積算基準書（堺市上下水道局 令和7年11月版）

令和7年度水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）

令和7年度建設工事積算基準（堺市建設局）

水道施設維持管理業務委託積算要領（管路等管理業務個別委託編）（日本水道協会 平成30年12月）

1.2 積算単価月と適用単価の関係は以下のとおりである。

本業務の積算単価月は設計書の鑑に記載している。

単価種別	適用する単価		備考
公共工事設計労務単価	令和7年3月の労務単価		「国土交通省単価」、「大阪府単価」 ※堺市HP参照
設計業務委託等技術者単価	令和7年3月の技術者単価		「国土交通省単価」「大阪府単価」 ※堺市HP参照
物価資料単価	積算単価月の前月の物価資料単価 (例) 9月の積算単価月ならば8月版		「Web建設物価(一般財団法人建設物価調査会)」 又は「積算資料電子版(一般財団法人 経済調査会)」
市場単価・土木工事標準単価	物価資料単価月	市場単価・土木工事標準単価の適用月	「デジタル土木コスト情報(一般財団法人建設物価調査会)」又は「土木施工単価(Web)(一般財団法人 経済調査会)」
	1月・2月・3月	冬号(1月号)	
	4月・5月・6月	春号(4月号)	
	7月・8月・9月	夏号(7月号)	
	10月・11月・12月	秋号(10月号)	
建設廃棄物等受入価格	令和7年度建設廃棄物等受入価格 (上半期 R07.8.1適用)		大阪府都市整備部
建設廃棄物(廃路盤材等)受入価格	令和7年度建設廃棄物(廃路盤材)受入価格		大阪府都市整備部 ※廃路盤材(再生碎石・再生クラッシュシャラン、水硬性スラグ等)に適用
資材調査単価	令和7年度資材調査単価		堺市建設局
	令和7年度資材調査単価【公共事業建設資材価格調査】【一般土木編】		大阪府都市整備部
	上水道資機材調査価格(令和7年5月版)		堺市上下水道局 (堺市上下水道局HP公表)
	上下水道資材等価格表(令和7年6月版)		堺市上下水道局 (堺市上下水道局HP公表)
建設機械等損料	令和7年度版建設機械等損料表		(一社)日本建設機械施工協会
施工パッケージ型積算方式標準単価表	施工パッケージ型積算方式標準単価表 (令和7年4月適用)		国土交通省

※改良土、投棄料(建設発生土・廃プラスチック類)、夜間コンクリート価格は、「上下水道資材等価格表」に記載の価格を採用している。

※廃プラスチック類運搬費は近畿運輸局の距離制運賃表(令和6年3月告示)に記載の価格を採用している。

1.3 本業務における水道メーター取替工(時間外)は、水道メーター取替工の労務単価に1.5を乗じて積算している。

### 2 単価について

本業務において使用する単価について同等の商品がある場合、「一般財団法人 建設物価調査会」又は「一般財団法人 経済調査会」の単価を比較し安価なものを採用している。

### 3 配管工の労務単価について

設計書記載の名称「配管工(実務必携加算あり)」の単価については、水道工事積算基準書に

記載の加算額を適用している単価のことである。

#### 4 見積りにより決定した単価について

以下に示す品目については、見積りにより単価（税抜）を定め積算している。

内訳書番号	名称	規格	単位	単価(円)
1 の 1~2	メータパッキン 柄付	φ 50、厚 3mm	枚	882
		φ 50、厚 1.5mm	枚	893
		φ 75、厚 3mm	枚	1,044
		φ 75、厚 1.5mm	枚	1,054
		φ 100、厚 3mm	枚	1,100
		φ 100、厚 1.5mm	枚	1,110
		φ 150、厚 3mm	枚	1,440
		φ 150、厚 1.5mm	枚	1,450
		φ 200、厚 3mm	枚	1,810
		φ 200、厚 1.5mm	枚	1,820
1 の 3~4	閉栓プラグ	φ 13	個	690
		φ 20	個	875
		φ 25	個	1,210
		φ 30	個	1,530
		φ 40	個	1,950
2 の 17	メータケーブル防水接続材料		個	3,000

#### 5 独自歩掛単価について

水道メーター取替工および水道メーター取替工（時間外）

種別	単位 (か所)	配管工 (人)	主任技術者 (人)	ライトバン運転 (式)	トラック運転 (式)	諸雑費 (%)
φ 13~25	17.00	1.000		1.000		1.000
φ 30~40	12.00	1.000		1.000		1.000
φ 50	6.00	2.000		1.000		3.000
φ 75	6.00	1.000	1.000	1.000		3.000
φ 100	3.00	1.000	1.000		1.000	3.000
φ 150~200	2.00	2.000	1.000		1.000	3.000

※諸雑費は労務費を対象とする。

※ライトバン運転、 トラック運転は、1日あたり2時間運転とする。

水道メーター撤去工

種別	単位 (か所)	配管工 (人)	主任技術者 (人)	ライトバン運転 (式)	トラック運転 (式)	諸雑費 (%)
φ 13~25	34.00	1.000		1.000		1.000
φ 30~40	24.00	1.000		1.000		1.000
φ 50	12.00	2.000		1.000		3.000
φ 75	12.00	1.000	1.000	1.000		3.000
φ 100	6.00	1.000	1.000		1.000	3.000
φ 150~200	4.00	2.000	1.000		1.000	3.000

※諸雑費は労務費を対象とする。

※ライトバン運転、 トラック運転は、1日あたり2時間運転とする。

水道メーター取付工

種別	単位 (か所)	配管工 (人)	主任技術者 (人)	ライトバン運転 (式)	トラック運転 (式)	諸雑費 (%)
φ 13~25	21.25	1.000		1.000		1.000
φ 30~40	15.00	1.000		1.000		1.000

φ 50	7.50	2.000		1.000		3.000
φ 75	7.50	1.000	1.000	1.000		3.000
φ 100	3.75	1.000	1.000		1.000	3.000
φ 150-200	2.50	2.000	1.000		1.000	3.000

※諸雑費は労務費を対象とする。

※ライトバン運転、トラック運転は、1日あたり2時間運転とする。

#### 事前調査、詳細調査、派遣費、取替不能対応費

種別	単位 (か所)	配管工 (人)	主任技術者 (人)	ライトバン運転 (式)
事前調査	12.00	1.000		1.000
詳細調査	12.00		1.000	1.000
派遣費	18.00	1.000		1.000
取替不能対応費	18.00	1.000		1.000

※ライトバン運転は、1日あたり2時間運転とする。

#### ボックス内整備、ジョイント継手工、量水器結線工、遠隔表示器取替工、仕切弁操作

種別	単位 (か所)	配管工 (人)	普通作業員 (人)	主任技術者 (人)	特殊作業員 (人)	諸雑費 (%)
ボックス内整備	24.00	1.000				
ジョイント継手工	24.00	1.000				
量水器結線工	24.00				1.000	
遠隔表示器取替工	24.00				1.000	
仕切弁操作	100.00	1.000	2.000	1.000		3.000

※諸雑費は労務費を対象とする。

#### ポリエチレン管断水工

種別	単位 (か所)	配管工 (人)	普通作業員 (人)
φ 13	10.00	0.120	0.100
φ 20	10.00	0.130	0.100
φ 25	10.00	0.150	0.100
φ 30	10.00	0.170	0.100
φ 40	10.00	0.200	0.150
φ 50	10.00	0.250	0.150

#### 6 水替工、通水試験工、生コンクリート夜間早朝加算について

本業務に水替工、通水試験工、生コンクリート夜間早朝加算がある場合、その積算上の数量を設計書に記載している。

#### 7 交通誘導警備員、交通規制車について

本業務における交通誘導警備員、交通規制車の積算上の数量は設計書に記載している。

#### 8 建設発生土および建設産業廃棄物の単位体積重量（比重）

建設発生土および建設産業廃棄物の単位体積重量（比重）について、積算上の条件は、次表のとおりとする。

品　　目	地山の単位体積重量 (t/m <sup>3</sup> )
建設発生土	1.80
アスファルト塊（切削・掘削）（ベンガラ含む）	2.35
コンクリート塊（有筋）（コンクリート2次製品は除く）	2.50
コンクリート塊（無筋）	2.35

## 9 建設副産物の処理

### 9.1 建設発生土の処理について

本業務における建設発生土の公共工事間利用の受入施設の名称、所在地、運搬距離について、積算上の条件は次表のとおりとする。

品目	受入施設の名称	所在地	運搬距離
建設発生土	(公財) 大阪府都市整備推進センター (阪南 2 区)	岸和田市岸之浦町 9 番地	20.8 km

### 9.2 再資源化等をする施設への運搬距離

本業務における特定建設資材廃棄物について、積算上の条件は次表のとおりとする。

特定建設資材 廃棄物の種類	再資源化施設の 名称	所在地	運搬距離
コンクリート塊（有筋）	栄運輸工業(株)	堺市西区築港新町一丁 5 番 29	7.4 km
コンクリート塊（無筋）	栄運輸工業(株)	堺市西区築港新町一丁 5 番 29	7.4 km

本業務における特定建設資材廃棄物以外の下記の建設廃棄物について、積算上の条件は次表のとおりとする。

品 目	再資源化施設の 名称	所在地	運搬距離
廃プラスチック類	(株) ダイニ工業	岸和田市木材町 8 番 1	15.1 km

※ 廃プラスチック類の再資源化総数量は、1.0m<sup>3</sup> である。

## 10 有価処分とする処分費（スクラップ控除）の減算額

間接工事費及び一般管理費率計算額の対象額としない。